

認定要件等について

		1号	2号	3号
子どものための教育・保育給付認定	現	要件 ・満三歳以上の小学校就学前子ども	・満三歳以上の小学校就学前子ども ・家庭において必要な保育を受けることが困難(※)	・満三歳未満の小学校就学前子ども
	対象施設	○特定教育・保育施設等 ・幼稚園（施設型給付） ・認定こども園（教育認定子ども）	・保育所 ・認定こども園（保育認定こども） ・地域型保育事業	
子どものための施設等利用給付認定	新	要件 ・満三歳以上の小学校就学前子ども	・満三歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子ども ・現2号・3号認定を受けて保育所等を利用していない子ども ・家庭において必要な保育を受けることが困難(※)	・満三歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子ども ・住民税非課税世帯
	対象施設	○特定子ども・子育て支援施設等 ・幼稚園（私学助成）	・認可外保育施設（地域保育所を含む） ・一時預かり事業（幼稚園型） ・一時預かり事業（一般型） ・病児・病後児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業	

(※) 本市における保育の必要性の認定要件（現 2号・3号認定）

事由
1. 月60時間以上就労することを常態としていること
2. 妊娠中又は出産後間もないこと (認定の有効期間は産前6週間から産後8週間が経過する日の翌日が属する月の末日まで)
3. 長期にわたり、病気・負傷・心身に障害があること
4. 親族等を常時看護又は介護していること(月60時間以上)
5. 求職活動を継続的に行っていること (認定の有効期間は、認定の効力が発生した日から90日が経過する日が属する月の末日まで)
6. 就学・職業訓練をしていること(月60時間以上)
7. 育児休業取得時に、すでに特定教育・保育施設等を利用している子どもがいて、継続利用が必要であると認められること
8. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
9. 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること
10. 配偶者からの暴力により保育を行うことが困難と認められること
11. その他市長が必要と認める場合